

令和2年9月1日

議員各位

桑名市議会議長

伊藤 真人

下記のとおり、記者クラブへの投げ込み資料をお知らせします。(2件)

桑名市政記者クラブ資料

表題 (テーマ)	第27回桑名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました		
日時 (時期)	令和2年8月28日(金)午後1時～午後1時30分		
場所	桑名市役所 3階第2会議室		
内容 (特記事項)	別紙のとおり ※「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準(8月28日付)」については、8月28日に記者クラブ資料として提出しています。		
担当課係名 担当者 電話番号	防災・危機管理課 防災企画・管理係 0594-24-1397(内線397) 保健医療課 管理係 0594-24-1195(内線195)	広報担当者 氏名 電話番号	防災・危機管理課 課長 保健医療課 課長
記者会見の 有・無	存 (無)		
提出日	令和2年8月31日(月)		

第 27 回 桑名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました

会議概要

1. 現状の報告及び今後の対応方針について

(事務局)

- ・現在の感染状況について、昨日（8月27日）までの発表では、三重県内で再発を含め360例、そのうち桑名市内の方が34例という状況となっている。県内では、ほぼ毎日、感染者が確認されている状況であるが、お盆を過ぎてからの桑名市として陽性が確認されている方は、全員、感染者の接触者であり、感染経路を追うことができています。引き続き、状況を注視していきたい。
- ・8月24日、国において、当初8月末までとされていたイベントの開催制限の期間が9月末まで延長されたほか、感染者などへの中傷や差別が相次いでいる問題を受け、新型コロナウイルス感染症対策分科会に「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」が立ち上げられ、三重県知事が委員に選出されている。
- ・愛知県では、独自に出されていた緊急事態宣言が8月24日に解除された。
- ・三重県からは、8月25日付事務連絡で『三重県LINE公式アカウントを活用した接触確認システム「安心みえるLINE」の導入について』通知があった。このシステムの活用について事業者や市民へ周知していくこととしたい。
- ・以上のような国や県の動向を踏まえ、桑名市としても「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」を改正することとしたい。主な改正点は、基準の適用期間を9月末まで延長すること。感染拡大防止対策の主体を改めて明確化したこと。開催する場合の感染防止対策として、県外にお住まいの方の参加について、および、県が新たに導入した、LINE公式アカウントを活用した接触確認システム「安心みえるLINE」の活用を努めることを盛り込んだ。確認していただき、意見等があれば伺いたい。
- ・特に異論はないとのことなので、この「主催事業等の開催及び貸館基準」を基準として適用期間を延長することとする。

(教育委員会)

- ・8月24日（月曜日）から2学期がスタートした。例年に比べて短い夏休みとなったが、実際に学校の様子を見たところ、落ち着いた様子でスタートしたと考えている。また、手洗いの推奨など、各学校が様々な工夫を行い感染症対策に努めているのを確認している。
- ・なお、8月25日には文部科学大臣から、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて「児童生徒等や学生の皆さんへ」、「教職員をはじめ学校関係者の皆様へ」、「保護者や地域の皆様へ」それぞれメッセージが発表されたのでお知らせさせていただきます。

(本部長)

- ・感染者や接触者などへの誹謗中傷や差別はあってはならない。子どもたちの人権に対する配慮は、教育現場でも十分に行っていただくようお願いしたい。

桑名市政記者クラブ資料

表題 (テーマ)	「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準（8月28日付）」について		
日時 (時期)	令和2年8月28日（金）		
場所			
内容 (特記事項)	<p>桑名市では、感染拡大防止の観点から、令和2年7月29日付の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」に基づき、対応を図ってまいりました。</p> <p>今後については、国が現在のイベント開催制限を9月末まで維持することを発表し、三重県においてもこれに準じる対策を講じる方針であることを踏まえ、別紙のとおり、市主催事業等の開催及び貸館基準を定め、対応していくこととします。</p> <p>なお、この基準については、今後、国や県が新たな基準や方針を示した際や、市民の生活圏と認められる地域において顕著な感染拡大が認められた際などには、適宜見直すこととします。</p> <p>【主な変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2. 基準適用期間」の変更 ・「4. 開催する場合の感染防止対策」の「(1) 開催前の対策」内に「安心みえるLINE」の活用促進を明記 ・その他「4. 開催する場合の感染防止対策」の拡充 		
担当課係名 担当者 電話番号	防災・危機管理課 防災企画・管理係 0594-24-1397(内線397) 保健医療課 管理係 0594-24-1195（内線195）	広報担当者 氏名 電話番号	防災・危機管理課 課長 保健医療課 課長
記者会見の有・無	存 (無)		
提出日	令和2年8月28日（金）		

(市民環境部)

- ・人権啓発推進本部では、新型コロナウイルス感染症に対するインターネットへの書き込み等について監視を行っているところであるが、感染者や医療従事者への誹謗中傷の事例が実際に見受けられる。感染者も収まらないことから、公用車にメッセージを貼付して感染者の人権を擁護する等、新型コロナウイルス感染防止対策に関する啓発を行いたいと考えている。

2. その他

- ・次回対策本部会議 状況に応じて適宜開催

令和2年8月28日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための 市主催事業等の開催及び貸館基準

1. 基本的な考え方

桑名市では、感染拡大防止の観点から、令和2年7月29日付の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」に基づき、対応を図ってまいりました。

今後については、国が現在のイベント開催制限を9月末まで維持することを発表し、三重県においてもこれに準じる対策を講じる方針であることを踏まえ、以下のとおり、市主催事業等の開催及び貸館基準を定め、対応していくこととします。

なお、この基準については、今後、国や県が新たな基準や方針を示した際や、市民の生活圏と認められる地域において顕著な感染拡大が認められた際などには、適宜見直すこととします。

2. 基準適用期間

令和2年9月1日（火）から令和2年9月30日（水）まで

<注意事項>

桑名市が感染拡大防止策を強化する必要がある際は、この基準に関わらず、速やかに事業等の中止や貸館の停止をいたしますので、その旨を了承の上、事業等の企画や施設の借り上げ等を行っていただくようお願いします。

3. 市主催事業等の開催及び貸館基準

(1) 市主催事業等の開催基準

参加者の特定かつ「4. 開催する場合の感染防止対策」の徹底を前提とし、開催する事業等が下表の基準を満たすことができれば、開催を可能とします。

	屋内	屋外
参加人数	5,000人以下	
収容率等	50%以内	十分な間隔 ※

※ 屋外における「十分な間隔」とは、人と人との距離を十分に確保できる間隔（最低1m、できれば2m）を指します。

<注意事項>

- 令和2年10月1日以降の取扱いは、国や県の方針に基づき検討します。
- 参加人数と収容率等の両方を満たす必要があります。
- 上表の参加人数に満たない事業等であっても、事業等の形態や場所によってリスクが異なることには、十分に留意することとします。
- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催については、
 - ・ 地域で行われる盆踊り等、人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものについては、上記の表にかかわらず、適切な感染防止対策（発熱や感冒症状がある者の参加自粛、「三つの『密』」の回避、行事の前後の「三つの『密』」の生ずる交流の自粛等）を講じたうえで開催していただくようお願いします。
 - ・ 全国的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、中止をご検討ください。

(2) 貸館基準

桑名市の施設を貸し出す際は、事業等の主催者が参加者を特定することかつ「4. 開催する場合の感染防止対策」の徹底をすることを前提に、以下の点を踏まえ、貸出の可否を判断することとします。

- ① 新規予約の受付については、上記の「(1) 市主催事業等の開催基準」に照らし、主催者の開催事業等の内容が基準に抵触する場合、貸館を断るものとします。
- ② 既に予約を受け付けているものについては、上記の「(1) 市主催事業等の開催基準」に照らし、中止や人数変更等を主催者に求めることとします。

なお、桑名市内において感染拡大防止策を強化する必要性が生じた際は、この基準に関わらず、速やかに予約の取り消し等をいたしますので、その旨を了承の上、事業等の企画や施設の借り上げ等を行っていただくようお願いします。

4. 開催する場合の感染防止対策

(1) 開催前の対策

- 事業等の主催者は、県外にお住まいの方の参加について、当該都道府県の移動に関する方針に十分留意し、対応していただくよう、対策を講じること。特に、県外への移動自粛が呼びかけられている都道府県にお住まいの方の参加については、今一度検討いただき、控えていただくように事業等の主催者は対策を講じること。
- 以下のいずれかに該当する場合は、事業等への参加はできないこととし、事業等の主催者はその徹底を図ること。
 - ・ 感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方
 - ・ 発熱や咳等の風邪症状がみられる方
- 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方については、参加をご遠慮していただくこととし、事業等の主催者はその徹底を図ること。
- 事業等の主催者は、参加者の皆様に対し、スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用を推奨すること。また事業等の主催者の皆様においては、LINE公式アカウントを活用した接触確認システム「安心みえるLINE」の活用を努めること。
- 事業等の主催者は、保健所から要請があった場合に参加者名簿を保健所へ提供し、参加者自身も保健所からの聴き取りにご協力いただく旨、事前に参加者から了承を得ること。



(2) 開催時の対策

- 事業等の主催者は、「新しい生活様式」に基づき、適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手洗い・手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあつては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）を講じること。
- 事業等の主催者は、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの方が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（3つの「密」）の回避や、人と人との距離を確保するための対策を講じること。

- 事業等の主催者は、密閉された空間において、大声での発声または近接した距離での会話等を控えるよう、対策を講じること。
- 事業等の主催者は、感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの前後や休憩時間などの交流等を控えるよう参加者に対して呼びかけること。
- 事業等の主催者は、イベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を行うこと。
- 事業等の主催者は、参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めること。

※ なお、作成した参加者名簿は個人情報保護の観点から、適正に管理し、事業等から14日を経過した後、不要となった時点で確実に廃棄すること。

<参考>

「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」インストール方法	
Google play https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar 	App Store https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458 
「安心みえるLINE」について	
「安心みえるLINE」について https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00004.htm 	事業者の皆様向けガイド https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00003.htm 
利用者の皆様向け利用ガイド https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000077_00002.htm 	

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。